

第6回 プラットフォームエコノミクス研究会 議事要旨

日時：令和4年11月29日（火）9時00分～11時00分

場所：オンライン開催

出席者

メンバー：黒田委員、依田委員、大木委員、善如委員、市橋委員、安達委員、安井委員

ゲスト：川濱昇氏（京都大学経営管理大学院）

オブザーバー：渡邊真理子氏（学習院大学経済学部）、経済産業省情報経済課、内閣官房デジタル市場競争本部事務局、総務省情報通信政策課、消費者庁消費者政策課、公正取引委員会デジタル市場企画調査室・競争政策研究センター事務局

議事概要

1. プラットフォーム事業者の決算状況について

- ・ 野村総合研究所より、プラットフォーム事業者の決算状況（資料1）について報告がなされた後、質疑応答・意見交換が行われた。概要は以下の通り。
 - ✓ Alphabet の広告収入の減少について、Google 検索、Google ネットワーク、YouTube 広告のどの項目が減少しているのか。
 - Google 検索の広告収入は伸びている一方で YouTube 広告が減少。
 - ✓ プラットフォームのビジネスモデルといっても、Alibaba や Tencent は GAFA の構造と大きく異なるため、比較できるとよい。

2. プラットフォーム研究において利用されるデータと公的データ整備について

- ・ 黒田委員より、プラットフォーム研究において利用されるデータと公的データ整備（資料2）について報告がなされた。報告内容の概要は以下のとおり。
 - ✓ イェール大学トービンセンター掲載論文の概要及び傾向分析に含まれる論文のうち、公的統計のみで完結している研究はなく、公的統計は民間データ等を補足する役割しか果たせていない。
 - ✓ 日本の公的統計の国民経済計算体系：System of National Accounts (SNA) は、国連統計部の定める一国経済を構成する諸側面を系統的・組織的にとらえ、記録するマクロ経済統計の国際標準方式である。経済を分析するにあたり、代表的な尺度として使われるが、プラットフォーム型ビジネスの値は明確ではない。そこで、SNA とは別勘定として、サテライト勘定が、特定の経済活動や経済分析目的等のために作成されている。2020 年にデジタルエコノミーに関するサテライト勘定が推計されているが、基礎資料の制約により、仲介プラットフォームを経由した注文と自社サイトを経由した注文を区別できていない。経済の分析にあたり、貿易統計もよく利用される。貿易統計について、プラットフォーム関連では、海外のプラットフォームに払う金額が拡大していることが明らかになっている。
 - ✓ 欧州連合の統計事務局である EUROSTAT の統計では、オンラインマーケットプレイスと自社サイト・アプリからの取引額が区別されている。
 - ✓ 現在、財分類や産業分類をベースとした公的統計では、デジタルプラットフォームという業態や、そこで取引される財は、他の活動と混在して調査・集計されている。日・欧・米では、SNA を補完するサテライト勘定としてデジタルエコノミーを補足する試みがあり、いずれの推計でもデジタルエコノミーは 10% 弱の経済規模となっているものの、データや推計手法が異なるため、国同士の横比較がしづらい。
 - ✓ 2020 年から国連で 2025SNA が検討されているが、プラットフォームについては、デジタル仲介サービス業のような産業分類を設けて個別で統計を作成することが議論されている。
- ・ 報告後、発表内容に関する質疑応答・意見交換が行われた。概要は以下の通り。

- ✓ 社会全体の観点からデジタルプラットフォームの役割を把握していく上で公的データの整備は重要。多額の研究資金を持っている研究者だけが研究しているというのが現状。かつ、民間調査会社も以前に比べるとアンチトラスト関係の研究に対するデータ提供に消極的になってきている印象もある。省庁や国の枠を超えた全体的な取組を期待。
- ✓ コンテンツの価値評価について、例えば、1曲毎にダウンロードするのと、サブスクリプションでダウンロードするのではマージンが異なるという話がある。ネットワーク効果を重点化したサービスの下ではコンテンツの価値が過小評価されるのではないかと思うがどうか。
 - ネットワーク効果がある状況で消費者が行動していれば評価額は算出できる。他方、資産としての価値の計上方法については課題があり、評価の枠組みの構築が期待されている状況。
- ✓ データの経済的所有権は、データを生み出したユーザーではなくプラットフォームに帰属する前提で検討されているのか。
 - データ所有権が誰に帰属するかは SNA では議論されていない。所有権を与えて取引市場をつくるといった話は SNA とは別のところで議論が必要だろうが、その議論と SNA の制度が非整合になると問題が生じるように思う。
- ✓ デジタル経済について、OECD でも統計整備をしようという動きがある。企業統計と貿易統計を接続して利用する試みも最近始まった。

3. 競争法における市場支配力について

- ・ 京都大学大学院川濱教授より競争法における市場支配力について報告がなされた（資料3）。報告内容の概要は以下のとおり。
 - ✓ 課題は2つある。1つめは、競争法において、市場支配力は中心的な概念であるが、その意味をめぐって混乱が発生しており、とりわけ法律家と経済学の共同作業を阻害していることである。2つめは、競争法における市場支配力は、変動という反競争効果にかかる部分（市場支配力基準）と、市場支配力の存在要件（主体の要件）に分けられるが、米国・EU では後者が中心的であるのに対し、日本法では独占規制ではなく行為規制であったため、規制の空白地帯が存在する可能性があることである。
 - ✓ 日本法においても、立証上、事前に存在する市場支配力が重要な意味をもち、反競争効果を説明するために必要な場合がある。しかし、要求される市場支配力は、程度や大きさに一律の基準があるわけではない。
 - ✓ 米国・EU では、主体の市場支配力の規模・持続性が一定の閾値を超えることを要請した上で、市場支配力の形成等の要件を確認する。独占力の存在とそれに一定の因果的な寄与がある行為があれば独占化とみなし、行為だけではなく独占自体が違法とみなされる。
 - ✓ 米国では、独占力が不当に維持・獲得されたのであれば独占自体が不当とみなされ、その解消に必要な措置が求められる。その措置は、行為と厳密な因果関係のあるものに留まらず、企業分割や無償のライセンス強制等、広範な措置がとられる。
 - ✓ EU では、搾取型濫用が規制の対象となることもあり、妨害濫用においても市場支配力の形成等は要件ではなかった。この規制範囲の拡大は、いったん縮小の動きに向かっていたが、大きな独占力に対する「予防規制」の必要性が高まる中で、復権している。
 - ✓ 日本における独占力規制の課題は3つある。
 - 1つめは、従来の規制の在り方である。具体的には、独占力規制は構造的措置に限定されていたこと、予防的規制としての公正競争阻害性は主体が市場支配力を充分にもっていないことを前提としていたこと等である。
 - 2つめは、市場支配力の程度が高いからと一律の行為規制等を行うと過剰規制をもたらしてしまうため、規制の対象となる独占力を定義する必要があることである。
 - 3つめは、デジタルプラットフォームにおける行為規制新設のためには、独占力を維持させている要因と問題視される行為がもつ、反競争効果との理路およびそれを裏付ける事実の整理が必要とされることである。
- ・ 報告後、発表内容に関する質疑応答・意見交換が行われた。概要は以下の通り。

- ✓ 欧米では多くの場合、支配的地位の濫用が規制対象となっている一方、日本の場合は、下請法のような優越的地位の濫用という特殊規制が別途存在しており、不当な実損が生じたという事実認定のみで優越的地位の濫用の認点がなされる。日本では、そうした土壌があったために、米国で有力化している新ブランダイス主義（反トラスト法の執行が不当に緩和され、市場支配力蔓延をもたらしたと指摘をする）のような考え方がなくとも、透明化法のような法律が制定できたと認識している。
- 優越的地位の濫用規定は、支配的地位に至らずとも、取引上の優位性でもって規制するもので、ドイツ法やフランス法には存在はするが、EU 本体では存在しない。取引の公正さに関する一般的な社会通念に依拠して規定を導入できるというのは、日本固有の特異性であると思う。韓国等アジア系の国でも優越的地位の濫用規制はよく使われている。

お問合せ先

商務情報政策局 情報経済課 デジタル取引環境整備室

電話：03-3501-0397

F A X：03-3501-6639